

第 14 回中央環境審議会総会  
地球環境局関連資料

平成 22 年 4 月 7 日（水）

# 地球温暖化対策の最近の状況について

平成22年4月

# (1) 25%削減目標の表明

# 気候変動枠組み条約と京都議定書

## 気候変動枠組条約（UNFCCC、194カ国・地域） 1992年採択

**究極目的:** 温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準に安定化させる

**原則:** 共通だが差異のある責任、及び各国の能力に従い、気候系を保護

全締約国の義務: 排出目録の作成、削減計画の立案等

先進国等の義務: 排出量を1990年の水準に戻すことを目的に削減活動を報告

先進国の途上国支援義務: 資金供与、技術移転、キャパシティ・ビルディング等

## 京都議定書（Kyoto Protocol、190カ国・地域） 1997年採択

「共通だが差異のある責任」原則に基づき:

- ①先進国全体で1990年比で少なくとも5%の削減を目標。
- ②各国毎に法的拘束力のある数値目標設定（途上国は削減約束なし）
- ③柔軟性措置として、京都メカニズムを用意

対象ガス	CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O, HFC, PFC, SF <sub>6</sub> の6種類
吸収源	森林等の吸収源によるCO <sub>2</sub> 吸収量を算入
基準年	1990年(HFC、PFC、SF <sub>6</sub> は1995年)
目標期間	2008年～2012年の5年間
数値目標	日本－6%, 米国（未批准）－7%, EU－8%等

我が国は2002年6月4日に締結  
議定書は 2005年2月16日に発効

# 国連気候変動サミット 鳩山総理演説 (2009年9月22日@米・ニューヨーク国連本部)



## 削減目標

- IPCCの議論を踏まえ、先進国は、率先して排出削減に努める必要がある。
- わが国も長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくべき。
- 中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、**1990年比で言えば2020年までに25%削減**を目指す。国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現を目指していく決意。
- 我が国だけが高い目標を掲げては気候変動を止めることはできない。世界の全ての主要国による、公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築が不可決。すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の「前提」。

## 途上国支援

- 途上国も、持続可能な発展と貧困の撲滅を目指す過程で、「共通だが差異のある責任」の下、温室効果ガスの削減に努める必要がある。とりわけ温室効果ガスを多く排出する主要な途上諸国においては、その必要が大きい。
- とりわけ脆弱な途上国や島嶼国の適応対策のために、大変大きな額の資金が必要。わが国は、国際交渉の進展状況を注視しながら、これまでと同等以上の資金的、技術的支援を行う。
- 途上国への支援について、以下のような原則が必要と考えており、「**鳩山イニシアティブ**」として国際社会に問うていきたい。
  - ① わが国を含む先進国が、相当の新規で追加的な官民の資金での貢献
  - ② 途上国の排出削減について、とりわけ支援資金により実現される分について、測定・報告・検証可能な形で、国際的な認識を得るためのルールづくり
  - ③ 途上国への資金支援については、予測可能な形の、革新的なメカニズムの検討。国連の気候変動に関する枠組みの監督下で、世界中にあるバイやマルチの資金についてのワンストップの情報提供やマッチングを促進する国際システム
  - ④ 低炭素な技術の移転を促進するための方途について、知的所有権の保護と両立する枠組みづくり

# COP15コペンハーゲン会合の結果概要

鳩山総理や小沢環境大臣等が出席し、各国首脳レベルでの国際交渉を展開。その結果、米国や中国等を含む主要国による「コペンハーゲン合意」をとりまとめた。

## ①削減目標・行動

### ○長期目標

- ・IPCC報告書等の科学に基づき、産業化以前からの気温上昇を2℃以内に抑えるため、地球全体の排出量の大幅削減の必要性に合意。

### ○中期目標等

- ・先進国は削減目標、途上国は削減行動を条約事務局に2010年1月末までに届け出て、リスト化。
- ・途上国の削減行動は、先進国の支援を受ける部分は国際的なMRV(測定・報告・検証可能な仕組み)を導入。それ以外の部分も国内でMRVを確保し、2年ごとに報告、国際的な協議を受け付け。

## ②途上国支援

### ○短期資金

- ・先進国は、2010年から2012年までの期間に、300億ドルの新規で追加的な公的資金の拠出を約束。
- ・我が国は、官民合わせて150億ドル(うち公的資金110億ドル)の支援を行う鳩山イニシアティブを表明。

### ○長期資金

- ・先進国は2020年までに1000億ドルを拠出する目標を約束。

### ○REDD

- ・植林等の取組に加え、森林の減少・劣化に起因するCO<sub>2</sub>の排出削減(REDD)の強化に合意。

## 今後の予定

- 特別作業部会(AWG)は継続審議となり、包括的な枠組みと京都議定書のそれぞれについて、2010年11月のCOP16(メキシコ)で結論を得る。

# コペンハーゲン合意への賛同状況

- UNFCCCホームページに掲載されたCOP15報告書によれば、コペンハーゲン合意への賛同の意を示した国は、G8、中、印、ブラジル、南アなどを含む計113カ国。賛同国のエネルギー由来CO2排出量を合計すると世界全体の約84%。
- コペンハーゲン合意に基づく削減目標・行動を提出した国は、合計74カ国。

# 「コペンハーゲン合意」に基づき提出された削減目標・行動の例 (附属書I国)

	2020年の排出削減量	基準年
日本	25%削減、ただし、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提	1990
米国	17%程度削減、ただし、成立が想定される米国エネルギー気候法に従うもので、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に対して通報される(注1)	2005
カナダ	17%削減、米国の最終的な削減目標と連携	2005
ロシア	15-25% (前提条件: 人為的排出の削減に関する義務の履行へのロシアの森林のポテンシャルの適切な算入、すべての大排出国による温室効果ガス的人為的排出の削減に関する法的に意義のある義務の受け入れ)	1990
豪州	5%から15%又は25%削減(注2)	2000
EU	20% / 30%削減(注3)	1990

(注1: 米国) 審議中の法案における削減経路は、2050年までに83%削減すべく、2025年には30%減、2030年には42%減。

(注2: 豪州) 大気中の温室効果ガス濃度を450ppm又はそれ以下に安定化させる合意がなされる場合は、2020年までに2000年比で25%削減。また、条件なしに2020年までに2000年比5%減、主要途上国が排出抑制を約束し、先進国が比較可能な約束を行う場合には、2020年までに2000年比15%減。

(注3: EU) 他の先進国・途上国がその責任及び能力に応じて比較可能な削減に取り組むのであれば、2020年までに1990年比30%減。

# 「コペンハーゲン合意」に基づき提出された削減目標・行動の例 (非附属書国)

国名	削減目標・行動
中国	2020年のGDP当たりCO2排出量を2005年比で40～45%削減、2020年までに非化石エネルギーの割合を15%、2020年までに2005年比で森林面積を4千万ha増加等。これらは自発的な行動。
インド	2020年までにGDP当たりの排出量を2005年比20～25%削減（農業部門を除く）。削減行動は自発的なもので、法的拘束力を持たない。
ブラジル	2020年までにBAU比で36.1-38.9%。具体的な行動として、熱帯雨林の劣化防止、セラード（サバンナ地域の植生的一种）の劣化防止、穀倉地の回復、エネルギー効率の改善、バイオ燃料の増加、水力発電の増加、エネルギー代替、鉄鋼産業の改善等
南アフリカ	2020年までにBAU比で34%、2025年までにBAU比で42%の排出削減。これらの行動には先進国の支援が必要であり、メキシコ会合において条約及び議定書の下での野心的、公平、効果的かつ拘束力のある合意が必要。先進国の支援があれば、排出量は2020年から2025年の間にピークアウトし、10年程度安定し、その後減少。
韓国	温室効果ガスの排出量を追加的な対策を講じなかった場合（BAU）の排出と比べて2020年までに30%削減。

# 気候変動に関する主な外交日程 (2010年)

首脳・閣僚級

事務レベル

気候変動に関連する会合  
UNFCCCプロセス

日程未定  
日中韓サミット  
(韓国)

6/25・26 G8サミット  
(カナダ・ムスコカ)  
6/26・27 G20サミット  
(カナダ・トロント)

5/2-4  
非公式気候変動  
閣僚級会合  
(ドイツ・ボン)

5/22-23  
日中韓三カ国環境  
大臣会合(TEMM)  
(北海道)

9月以降  
9月  
国連総会  
(米・ニューヨーク)  
10/18-29  
生物多様性COP10  
(名古屋)  
11/13・14  
APEC首脳会議  
(横浜)  
11月G20サミット  
(韓国)

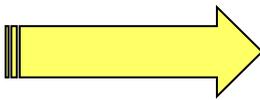
2/22・23  
ビューロー会合  
(ドイツ・ボン)

4/9-11  
AWG-LCA9  
AWG-KP11  
(ドイツ・ボン)

5/31-6/11  
第32回補助機関  
会合(SB32)  
AWG-LCA, KP(?)  
(ドイツ・ボン)

10月頃(予定)  
COP準備会合  
(メキシコ)

3/1・2 日伯  
気候変動非公式  
会合(東京)



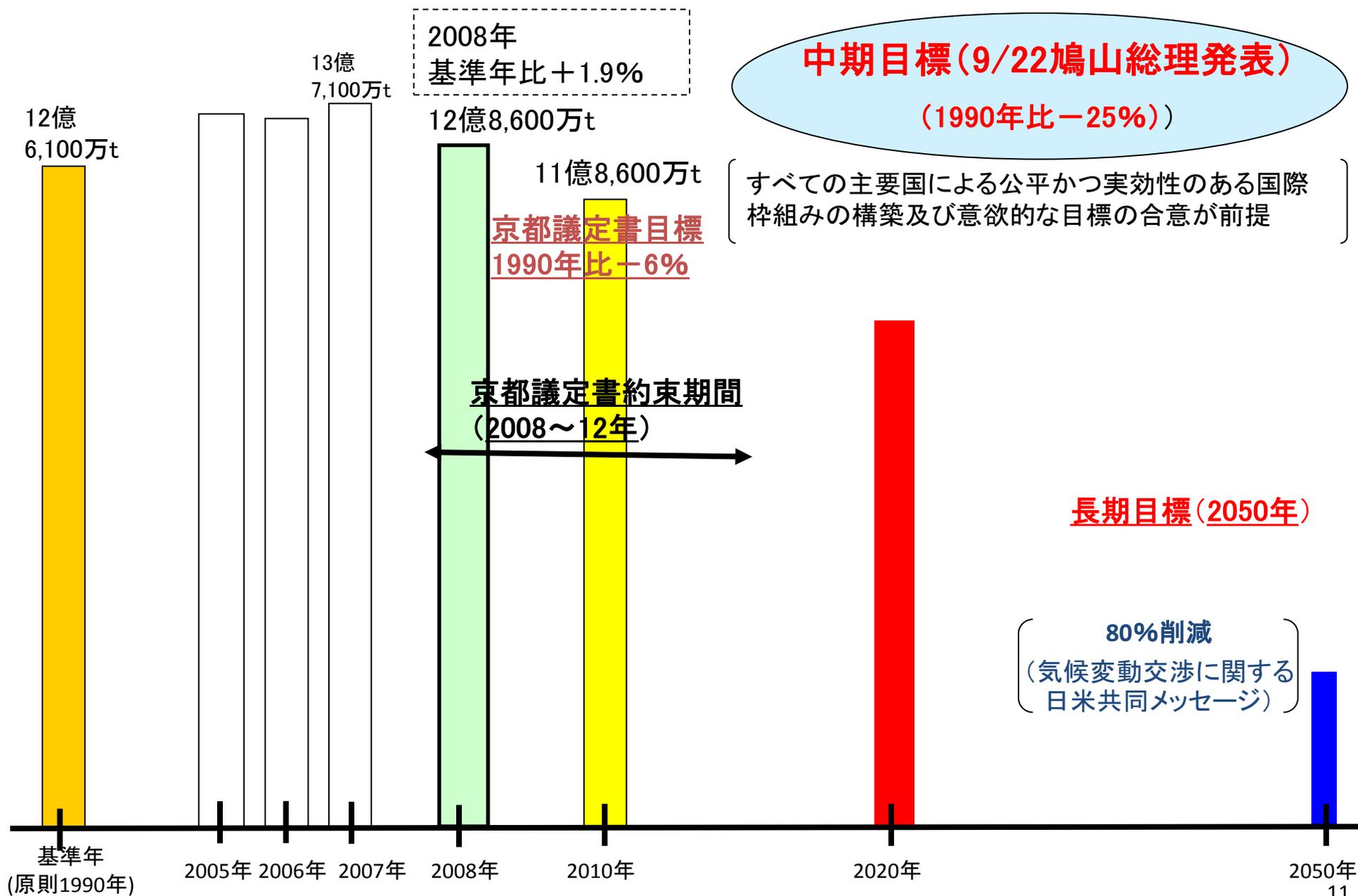
追加のAWG-LCA,  
KPが開催される  
可能性がある。

4/20-22 気候変動及び母なる大地の権利に  
関する世界人民会議(ボリビア)  
6月 気候変動被害国サミット(ケニア・ナイロビ)

11/29-12/10  
COP16/CMP6  
(メキシコ・  
カンクン)

## (2) 目標達成に向けた取組

# 我が国の温室効果ガス排出状況と中長期目標



# 三党連立政権合意(平成21年9月9日)(抄)

## 8. 地球温暖化対策の推進

- 温暖化ガス抑制の国際的枠組みに主要排出国の参加を求め、政府の中期目標を見直し、国際社会での日本の役割を果たす。
- 低炭素社会構築を国家戦略に組み込み、地球温暖化対策の基本法の速やかな制定を図る。
- 国内の地球温暖化対策を推進し、環境技術の研究開発・実用化を進め、既存技術を含めてその技術の普及を図るための仕組みを創設し、雇用を創出する新産業として育成を図る。
- 新エネルギーの開発・普及、省エネルギー推進等に、幅広い国民参加のもとで積極的に取り組む。

## 民主党マニフェストの温暖化・エネルギー関連事項(抄)

### 温暖化対策の推進

#### 42. 地球温暖化対策を強力に推進する

##### 【政策目的】

- 国際社会と協調して地球温暖化に歯止めをかけ、次世代に良好な環境を引き継ぐ。
- CO2等排出量について、2020年までに25%減(1990年比)、2050年までに60%超減(同前)を目標とする。

##### 【具体策】

- 「ポスト京都」の温暖化ガス抑制の国際的枠組みに米国・中国・インドなど主要排出国の参加を促し、主導的な環境外交を展開する。
- キャップ&トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設する。
- 地球温暖化対策税の導入を検討する。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行う。

### エネルギー関連

#### 43. 全量買い取り方式の固定価格買取制度を導入する

##### 【政策目的】

- 国民生活に根ざした温暖化対策を推進することにより、国民の温暖化に対する意識を高める。
- エネルギー分野での新たな技術開発・産業育成をすすめ、安定した雇用を創出する。

##### 【具体策】

- 全量買い取り方式の再生可能エネルギーに対する固定価格買取制度を早期に導入するとともに、効率的な電力網(スマートグリッド)の技術開発・普及を促進する。
- 住宅用などの太陽光パネル、環境対応車、省エネ家電などの購入を助成する。

### 環境技術

#### 45. 環境分野などの技術革新で世界をリードする

##### 【政策目的】

- 1次エネルギーの総供給量に占める再生可能エネルギーの割合を、2020年までに10%程度の水準まで引き上げる。
- 環境技術の研究開発・実用化を進めることで、わが国の国際競争力を維持・向上させる。

##### 【具体策】

- 世界をリードする燃料電池、超伝導、バイオマスなどの環境技術の研究開発・実用化を進める。
- 新エネルギー・省エネルギー技術を活用し、イノベーション等による新産業を育成する。

(略)